

令和3・4年度「奥州市営建設関連業務」入札参加資格審査申請について

令和3年度及び令和4年度において、奥州市が発注する建設関連業務の入札に参加しようとする方は、次のとおり申請の手続きを行ってください。

1 指名競争入札参加資格基準

(1) 資格要件

資格審査を受ける者は、次のいずれにも該当しなければなりません。

- ア 申請しようとする業務に関し、法律上必要とする登録を受けていること。
- イ 令和3年1月31日現在、営業年数が1年以上であること。
- ウ 申請しようとする業種に、業務実績があること。

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

- ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 納税証明書の提出を要する税目に未納がある者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者
- エ 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第7条に規定する暴力団関係者
- オ 次の各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした者
 - (イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 普通地方公共団体の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 提出書類

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 業態調書

(3) 営業に関する登録証明書（写）

ア 測量、建築関係建設コンサルタント等法律上必要とする登録等の証明書の写しで、発行後3か月以内のものに限ります。

イ 建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程による登録を受けている方は、登録の通知の写しを提出してください。

(4) 委任状（該当者のみ）

別に定める営業所の基準を満たす営業所に入札・契約等の事務を委任する場合に提出してください。

(5) 営業所一覧表

(6) 市内営業所常駐技術者一覧表

ア 市外に本店を有する者が、市内営業所に対する入札・契約等の事務に係る委任状を提出する場合に提出してください。

イ 技術者経歴書に記入した技術者のうち、市内営業所に常駐する技術者について記入してください。

(7) 測量等実績調書

ア 申請日の属する年の直前5年の各営業年度内に着手した主な業務について記入してください。

イ 記入された実績を参考にして、競争入札参加者を選定することがあります。

(8) 技術者経歴書

令和3年1月31日現在の内容で記入してください。

(9) 納税証明書（写）

国の税に該当する全ての証明書の写しを提出してください。ただし、発行後3か月以内のものに限ります。

消費税及び地方消費税、法人税並びに申告所得税について未納税額のないことの証明書です。税務署で発行する証明書で、個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を提出してください。

※ 国税の納税証明書は、インターネット等を利用して自宅や勤務先から交付請求することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

(10) 商業登記簿謄本（全部事項証明書）（写）又は身分証明書（写）

ア 法人の場合 商業登記簿謄本（全部事項証明書）（法務局で発行するもので発行後3か月以内のものに限ります。）

イ 個人の場合 身分証明書（本籍地の市区町村役場の戸籍担当課（奥州市は本庁市民環境部市民課及び各総合支所市民生活グループ又は市民福祉グループ）で発行したもので発行後3か月以内のものに限ります。）

(11) 財務諸表

令和元年及び令和2年に決算日の到来する各事業年度の次の書類を提出してください。

ア 法人の場合 貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

イ 個人の場合 売上高及び自己資本額が確認できる書類（確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等）

(12) 暴力団関係者に該当しない旨の誓約書

別紙参照の記載事項を読み了解したうえで、提出してください。

(13) 宛先を明記し、郵便切手84円を貼付した返信用封筒（長形3号）

受理票が必要な者のみ提出してください。

3 提出書類の様式等

(1) 提出書類の様式

各書類の様式は、以下のとおりです。

	提出書類名	様式番号	備考
1	入札参加資格審査申請書	様式第1号	他の様式は不可
2	業態調書	様式第2号	他の様式は不可
3	営業に関する登録証明書（写）		
4	委任状（該当者のみ）	様式第3号	任意様式でも可
5	営業所一覧表	様式第4号	中央公契連統一様式、岩手県様式でも可
6	奥州市内営業所常駐技術者一覧表	様式第5号	他の様式は不可 市外に本店を有する者が、市内営業所に対する委任状を提出する場合に提出のこと。
7	測量等実績調書		中央公契連統一様式、岩手県様式を活用のこと。
8	技術者経歴書		中央公契連統一様式、岩手県様式を活用のこと。
9	納税証明書（写）		
10	商業登記簿謄本（全部事項証明書） （写）又は身分証明書（写）		
11	財務諸表		任意様式（2か年分）
12	暴力団、関係者に該当しない旨の誓約書	様式第6号	他の様式は不可

(2) 提出書類の規格等

A4判とし、(1)に掲げる順序で整理してください。

(3) 提出部数 1部

4 申請書の受付期間等

(1) 受付期間

令和3年2月1日（月）から令和3年3月1日（月）までの消印のあるものに限り受付します。

(2) 送付先

奥州市役所財務部財政課契約係宛
〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

(3) 提出方法

郵送により提出してください。

5 奥州市建設関連業務資格者名簿への登載

市内に本店を有する者及び市内営業所に対する入札・契約事務に係る委任状を提出する者については、希望する業務の令和3年1月1日の直前の2営業年度における営業実績、財務状況、有資格技術者数等の客観的事項について行う審査の結果に基づき資格者名簿へ登載します。

資格者名簿に登載するのは、市内本店を有する者又は市内営業所に対する委任状を提出する者です。

6 奥州市建設関連業務資格者名簿に登載した場合の通知

資格者名簿に登載した場合は、その業務種別を通知します。

7 奥州市建設関連業務資格者名簿の有効期間

令和3年度及び令和4年度が有効期間です。ただし、この名簿を作成してから次の名簿ができるまでの期間は有効とします。

8 提出書類記載事項の変更届

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、その都度任意の様式による変更届にその事実を証明する適宜の書類を添付し、財務部財政課契約係に提出してください。

- (1) 本店等の所在地、電話番号等を変更した場合
- (2) 商号又は名称を変更した場合
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名を変更した場合
- (4) 受任者を変更した場合
- (5) 資本金を変更した場合
- (6) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合

9 承継等による申請

申請書提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、届出が必要となります。提出書類等詳細については、10その他(2)「申請に関する問合せ先」に問い合わせてください。

- (1) 個人から法人となり承継をした場合
- (2) 個人事業主の死亡等により承継をした場合
- (3) 法人が合併等により承継をした場合

10 その他

- (1) 当該申請の有効期間内において、随時受付は行いません。

- (2) 申請に関する問合せ先

奥州市財務部財政課契約係

【電話】0197-34-1767

【FAX】0197-23-5240

【mail】zaisei@city.oshu.iwate.jp

「上下水道部」及び「医療局（総合水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所及び衣川歯科診療所）」への申請書の提出は不要です。